

# 上野事務所ニュース

令和元年 10 月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com (2月6日よりアドレスが変更になりました)

## 最低賃金の更新について

地域別最低賃金が10月より更新されました。10月1日以降の勤務については、下

記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	895	923	+28
埼玉 (10/1)	898	926	+28
東京 (10/1)	985	1,013	+28
神奈川 (10/1)	983	1,011	+28

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給7,000円の場合には、7,000円÷8時間で1時間あたり875円となり、千葉県の最低賃金を下回るので、日給7,384円(923円×8時間)以上に変更してください。

また、地域別最低賃金とは別に、特定の産業又は職業については、特定最低賃金が設定されています。千葉県では、はん用・生産用機械器具製造業な

どが該当しますが、特定最低賃金が千葉県の最低賃金を下回っている業種(各種商品小売業、光学機械器具・レンズ製造業など)では、10月1日より千葉県の最低賃金923円が適用されますので、ご注意ください。

## 協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、「被扶養者状況リスト」が9月下旬より順次事業所へ送付されます。

再確認の対象となる被扶養者は、令和元年9月13日現在の被扶養者の方です。今年度は、18歳未満の被扶養者の方も含めて、全被扶養者が対象となります。但し、平成31年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外です。

### 【手続きについて】

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行い、必要事項を記入してください。

リスト記入後「被扶養者状況リスト」の事業主印を押印し、「正」のみを協会けんぽに返送してください。「副」は事業所控えとなりますので、送付せず保管してください。

被扶養者としての要件を満たせず解除となる被扶養者がいる場合は、「被扶

「養者調書兼異動届」を記入します。また、解除となる方の保険証を回収し、この被扶養者調書兼異動届と被扶養者状況リスト「正」と一緒に協会けんぽに郵送します。

被扶養者調書兼異動届で被扶養者の異動手続きができるのは、今回の被扶養者資格再確認のみです。被扶養者の異動があった場合には原則として「健康保険被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。

◆今回の協会けんぽによる被扶養者状況の確認は、健康保険組合に加入している事業所は対象外です。

**高齢受給者証と基準収入額適用申請**

【高齢受給者証について】  
健康保険の被保険者や被扶養者が70歳になると協会けんぽより「高齢受給者証」が交付されます。

これは、医療機関窓口での自己負担割合を示す証明書となるので、医療機関の受診時には健康保険証と一緒に持参して下さい。

自己負担割合は、毎年9月1日時点での標準報酬月額によって決められます。

【70歳以上の被保険者】

標準報酬月額 28万円未満	標準報酬月額 28万円以上
2割	3割

【70歳以上の被扶養者】

	被保険者が70歳以上	
被保険者が70歳未満	被保険者の標準報酬月額 28万円未満	被保険者の標準報酬月額 28万円以上
2割	2割	3割

【基準収入額の適用申請について】

自己負担割合が3割の方であっても、前年の収入（年金や不動産収入を含むすべての収入。非課税のものは除く。）が「基準収入額」に満たない場合には基準収入額適用申請により、自己負担

割合を2割へ変更することができます。高齢受給者証の交付日から14日以内の申請が必要ですが、随時申請することも可能です。ただし、負担割合の変更は、申請月の翌月からになります。適用期間は、申請月の翌月から8月末までです。

（基準収入額）

70歳以上の被扶養者がいない場合	70歳以上の被扶養者がいる場合	旧被扶養者がいる場合
383万円未満	520万円未満 *被保険者と70歳以上の被扶養者の収入合計額	520万円未満 *被保険者と旧被扶養者の収入合計額

\*旧被扶養者とは、以前は健康保険の被扶養者で現在は後期高齢者医療制度に該当している方のこと

Q&A なぜなにどうして？

Q:シフトの都合上、毎週1回午後10時30分までの勤務をさせている正社員がいます。深夜業の健康診断を受診させる必要がありますか？

A:労働安全衛生法では、深夜業（午後10時から午前5時までの間に働くこと）に常時従事する（1週1回以上又は1か月に4回以上の勤務）従業員に対し、半年に1回の定期健康診断（特定業務従事者の定期健康診断）を受診させるよう事業主に義務付けています。特定業務従事者の定期健康診断の項目は一般の定期健康診断と同一です。

ご質問のような週1回午後10時30分までの勤務であっても、深夜業に常時従事しているとみなされますので、半年に1回の定期健康診断が必要です。

なお、定期健康診断は、パートタイマーであっても、正社員の週所定労働時間の3/4以上で働く場合には、正社員と同様に実施が義務付けられています。

臨時休業のお知らせ

職員研修のため、下記のとおり臨時休業させていただきます。

**休業日 10月10日(木)、11日(金)**

何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願ひ致します。